

全期間固定金利の住宅ローン
【フラット35】

金利引下げ実施中!



屋久島町へ移住される方へ

屋久島町&【フラット35】が
住宅取得を応援します。

【フラット35】
地域連携型

住宅ローン
金利引下げ

年▲**0.25%**

期間 当初**5年間**

地方公共団体
と連携

屋久島町

補助金交付金
対象経費の10分の1

新築 **最大250万円**

中古 **最大100万円**

※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】S等と併用することができます。
※【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客さまのご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。
※【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

フラット35 地域連携型

【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、
【フラット35】ウェブサイト (<https://www.flat35.com>) でご確認ください

お問合せ



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

九州支店地域連携グループ

TEL.092-233-1507

(土日祝日、年末年始を除く平日9:00~17:00)



鹿児島県 屋久島町

世界自然遺産の島に移住しませんか？
移住者の住宅取得に対し、
町からの補助金があります。

※ **一定の要件** があります。



主な要件

- 令和3年4月1日以降に本町に定住を目的として住所を定めたのち、5年以内に住宅を取得する者であること。
- 町税等の滞納がないこと。
- 地域住民との親睦を図り、集落に加入すること。



【フラット35】の金利引下げをご利用いただくには…

追加要件なし（補助金を交付される全ての方が対象です）

※ 借入れ対象となる住宅は住宅金融支援機構が定めた技術基準や床面積等の基準に適合することが必要です。
※ 各基準の詳細は、フラット35のウェブサイト(www.flat35.com)でご確認ください。
※ 【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、屋久島町から【フラット35】地域連携型
利用対象証明書の交付を受け、ローン契約前に金融機関に提出する必要があります。



【フラット35】地域連携型をご利用いただけます。

※ 【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、
表面記載の「住宅金融支援機構 九州支店地域連携グループ」へお問合せください。

屋久島町移住者住宅取得事業について

屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係

TEL.0997-43-5900



(令和3年6月現在)